

栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務公募型プロポーザル

質問に対する回答

令和2年2月28日

No	該当箇所	質問事項	内容	回答
1	募集要領 9 (1) イ	参考見積	参考見積は契約単価で提出すれば良いのでしょうか。 その場合、委託費の上限との整合性はどのように考えればいいですか。	提案仕様書4 (3) により、参考見積は、派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金で提出してください。 委託費の上限との整合性については、提案書により、派遣労働者の勤務時間、年間勤務日数及び月別内訳を御提案いただくことで確認するものといたします。 なお、委託予定先が決定しましたら、契約手続の中で、改めて年間勤務日数等を調整する場合がありますので御了承ください。
2	提案仕様書 7	勤務時間	勤務時間8時30分～17時15分の範囲とありますが、最低の所定労働時間は何時間になりますでしょうか。 最低の所定労働時間がない場合、派遣元で勤務時間を決めていいのでしょうか。	最低の所定労働時間は指定せず、上記1の回答と同様に、提案書により派遣労働者の勤務時間を御提案いただくものといたします。 申請1件当たりの処理時間は概ね1時間以内ですので参考にさせていただければと存じます。 なお、委託予定先が決定しましたら、契約手続の中で、改めて勤務時間を調整する場合がありますので御了承ください。
3	提案仕様書 8 (1)	勤務日	繁忙期 (4、5、3月) は週5勤務が望ましいとありますが、その他の月の最低の週勤務日数はありますか。 派遣元で決めていいのでしょうか。	繁忙期以外の月について、週勤務日数の理想は、6月は週2日、7月から2月は週1～2日程度です。 上記1の回答と同様に、提案書により派遣労働者の勤務日数等を御提案いただくものといたします。 なお、申請1件当たりの処理時間の目安は上記2の回答のとおりですが、申請を受理した保健所等へ免許証を送付するために課内で承認を得る必要があり、この承認には数日を要する場合があります。 また、申請処理の流れを別紙として公開いたしますので、参考に御覧いただければと存じます。
4	提案仕様書 8 (1)	勤務日	勤務日について繁忙期以外の業務日の目安をお教えてください。	上記3の回答と同様ですので、御確認ください。